

令和元年度第9回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年8月6日

担当部・課：建設部下水道管理課〔内線5682〕

① 件 名			
下水道使用料等の消費税率改定への対応について			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
【背景及び目的】 令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改定されることに伴い、関係条例の一部を改正し、円滑な下水道使用料等の賦課及び徴収事務を実施するもの。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号） 石巻市下水道条例（平成17年石巻市条例第265号） 石巻市漁業集落排水処理施設条例（平成17年石巻市条例第266号） 石巻市農業集落排水処理施設条例（平成17年石巻市条例第198号） 石巻市浄化槽事業条例（平成17年石巻市条例第183号）			
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
平成17年	石巻市下水道条例、石巻市漁業集落排水処理施設条例、石巻市農業集落排水処理施設条例及び石巻市浄化槽事業条例制定		
平成25年	石巻市下水道条例、石巻市漁業集落排水処理施設条例、石巻市農業集落排水処理施設条例及び石巻市浄化槽事業条例の一部改正（※消費税改定5%→8%）		
平成28年	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）		
⑤ 主な内容			
下水道使用料等の場合、一定期間ごとに検針を行うことにより使用量を把握し、料金を確定する。 今回、継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して使用している下水道等の料金で、料金算定期間が税率改定日（令和元年10月1日）をまたぎ、令和元年10月中にその期間の料金が確定する場合は、8%の旧税率が適用される経過措置が定められたことに基づき、関係条例の附則において、必要な事項を規定するもの。			
【概要】			
～9月		10月	
		1日	2～30日
◇		□	
前回検針日	この期間に算定された下水道使用料等には、8%の税率が適用される。	税率改定日	今回検針日
			経過措置期限

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 円滑な下水道使用料等の賦課及び徴収事務を実施することができる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
各市町村において、消費税分を含む使用料の規定に関して、税率改定までに必要な条例改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市下水道条例等の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和元年10月1日)
⑨ その他